

第1次上関町 男女共同参画プラン

令和2年5月

上関町

目次

第1章計画の基本的な考え方

| | |
|--------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の性格と位置付け | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |

第2章計画の内容

| | |
|---------------------------------|---|
| 1 基本理念 | 3 |
| 2 計画の体系と具体的内容 | 3 |
| 基本目標1 男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現 | |
| （1）男女共同参画意識の啓発 | 4 |
| （2）男女共同参画を推進する教育・学習の充実 | 5 |
| 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍の促進 | |
| （1）多様な分野における政策・方針決定の場への活躍促進 | 6 |
| 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 | |
| （1）仕事と生活の調和に向けた環境の整備 | 7 |
| 基本目標4 男女間のあらゆる暴力の根絶 | |
| （1）男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進 | 8 |

第3章計画の推進

| | |
|---------|----|
| 1 計画の推進 | 9 |
| 2 推進体制 | 10 |

【参考】男女共同参画政策に関する国内外の動き

第1章計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会形成に向けた取組を進めてきました。平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。

また、平成27年12月に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次基本計画」という。）においては、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の躍進」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として計画全体にわたる横断的視点として冒頭に位置づけ、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策の充実を図ることとしています。

しかしながら、男女の役割を固定的にとらえる意識は依然として存在しており、男女共同参画社会の実現には未だ多くの課題があり、地域での活動や公職への積極的な登用など男女が共に社会参画するための意識も含め、環境が十分とはいえない状況にあります。平成30年4月1日現在、審議会等の女性の割合は18.3%、委員会の女性の割合は3.7%と低い状況にあり、性別に関わりなく活躍できる認識が浸透していない。

このため、平成29年3月に策定した「北塩原村第五次総合振興計画」においては、「従来の地域づくりは、中高年の男性が主に地域づくりのリーダーシップを発揮し先導してきたと言われます。社会は多様性に包まれ、課題も複雑化しています。現実的な課題として、実行部隊となる住民が少なくなるなか、今後はそれまで地域づくりに参画してこなかった住民も地域づくりの人材として活躍いただく必要に迫られています。子どもから高齢者まで、男女の別を問わず、一人一人がむらづくりに参画していく時代。そのためにも、各人の主体性を尊重しつつ、互いに協調、共感し、価値観を共有することが必要な時代になってきています。」としています。

このようなことから、男性、女性の性別にかかわらず、あらゆる分野に対等な立場で参画し、活躍できる男女共同参画社会の実現を目指すため、「第1次上関町男女共同参画プラン」を策定します。²

2計画の性格と位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び山口県の「やまぐち男女共同参画プラン」を踏まえ、村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本計画の策定にあたっては、村の最上位計画である「第5次上関町総合計画」をはじめ、各種計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を展開するための計画です。

3計画の期間

この計画の期間は、「第五次上関町総合計画」の終期に合わせ、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間としますが、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。³

第2章計画の内容

1 基本理念

男女が共に考え共に尊重し

共に支え合いながら生きるまちづくり

2 計画の体系と具体的内容

| 基本目標 | 重点目標 | 内容 |
|-----------------------------|----------------------------|---|
| 1 男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現 | 男女共同参画意識の啓発 | ①男女共同参画意識の普及啓発 ②各関係機関等との連携による啓発活動 |
| | 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 | ① 学校教育、生涯学習など様々な場を通じた啓発活動 ②固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画意識の浸透 |
| 2 あらゆる分野における女性の活躍の促進 | 多様な分野における政策・方針決定の場への活躍推進 | ① 委員選任のあり方の見直しと女性登用の促進 ②意思決定過程への女性参画促進 ③女性の能力向上やリーダーの育成 |
| 3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 | 仕事と生活の調和に向けた環境の整備 | ①仕事と生活の調和の考え方の普及 ②育児・介護にかかる環境づくりの推進 |
| 4 男女間のあらゆる暴力の根絶 | 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組みの推進 | ①広報啓発活動の推進 ②DV 防止対策の推進 ③セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ④相談・支援体制の環境づくりの推進 |

基本目標1

男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現

(1) 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会への取組みが全国で進められていますが、「男女共同参画」という言葉や基本的な考え方が認知され、理解されるまでに至っていないのが現状です。

また、その考え方や捉え方は性別・年代によって異なりますが、依然として「男は仕事、女は家庭」という女性の生き方を固定的な考えで捉えようとする意識が存在しています。上関町においても、いまだに固定的な性別役割分担意識や不平等感が社会的に解消されないことに加え、「男女共同参画」の考え方が十分に理解され考え方が十分に理解されていません。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに、より理解を深めることが重要です。そのためには、様々な機会をとおして男女共同参画意識を高める啓発・広報活動を積極的に行います

① 男女共同参画意識の普及啓発

様々な機会をとおして男女共同参画の視点を定着させるための広報・啓発活動に取り組み、意識の高揚を図ります。

② 各関係機関等との連携による啓発活動による啓発活動

男女共同参画に関する関係機関や団体等と連携し、啓発活動を行います。

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画を進めていくためには、あらゆる機会を通じて情報や学習機会を提供し、生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成することが重要です。

また、教育の充実が男女共同参画を推進していくうえで人格形成に大きな影響を与え、特に幼児期における男女共同参画の視点に立った教育は、人権を尊重する心を育むことができます。

家庭・学校・地域等において、男女共同参画意識の浸透を図るため、学習機会の充実を図ります。充実を図ります。

● 学校教育、生涯学習など様々な場を通じた啓発活動

各小中学校の児童・生徒に対し、男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画の視点に立った授業の取り組みに努めます。

また、人権や男女共同参画について理解されるよう、地域や団体等へ学習の機会を提供するよう努めます。

● 固定的な性別役割分担意識の解消、男女共生意識の浸透

男女の固定的な役割分担意識の是正や意識改革、男女が共に支え合う社会の実現の意識啓発に努めます。

基本目標2

あらゆる分野における女性の活躍の促進

(1) 多様な分野における政策・方針決定の場への活躍促進

男女共同参画社会の実現には、男性も女性も同等に政策・方針決定の場に参画することが重要です。

男女があらゆる分野で共に参画することによって、多様な視点や価値観、新たな発想が反映され、共に構築することで、よりよい社会を築くことができます。

男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない」（第5条）とされています。

しかし、上関町では、ボランティア団体等に占める女性の割合は高いものの、審議会等の委員や委員会等の委員の女性の割合は低く、また、若い世代の参画も少審議会等の委員や委員会等の委員の女性の割合は低く、また、若い世代の参画も少ないため、男女共に参画できる体制づくりに努めます。

① 委員選任のあり方の見直しと女性登用の促進

あらゆる分野で男女が共に参画できるよう委員選任の見直しを行い、政策・方針決定の場の女性の登用を積極的に推進します。

② 意思決定過程への女性参加促進

女性の視点や価値観、新たな発想による意見が十分反映されるよう、意思決定過程への参画を推進します。

③ 女性の能力向上やリーダーの育成

各分野へ女性の登用を促進するため、活動しやすい環境づくりや研修等の機会を提供し、人材の育成に努めます。

基本目標3

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

（1）仕事と生活の調和に向けた環境の整備

仕事は、暮らしを支えるために必要なものであり、個人にとって生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事、育児、介護、地域でのつながりなどの生活も暮らしに欠かすことのできないものであり、それぞれの充実があってこそ、一人ひとりの暮らしが豊かになると考えられます。

また、一人ひとりが、自分らしくいきいきと生きるためには、ライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を形成することが必要であることから、男女が共に仕事と家事、育児、介護等の家庭生活及び地域生活の均衡を図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるような意識の醸成、仕事と家庭の両立支援を進めます。

①仕事と生活の調和の考え方の普及

一人ひとりが、豊かで充実した生活を実感できるよう、仕事と生活の調和の考え方の普及に努め、家庭や地域における男女共同参画を推進します。

②育児・介護にかかる環境づくりの推進

仕事と生活の調和の推進を図るため、育児、介護休業が取得できる環境づくり推進するとともに、仕事と育児、介護の両立のため、子育て支援及び介護支援の充実を図ります。

基本目標4

男女間のあらゆる暴力の根絶

(1) 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進

暴力は、個人の人権を著しく侵害し、男女が平等でお互いを認め合い対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

配偶者や恋人などのパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、職場や学校でみられるセクシュアル・ハラスメント、性暴力、人身取引などの被害者の多くは女性です。意識調査を見ても、配偶者などの親しい間柄のパートナーから暴力を受けたことがあるのは女性の方が多く、その割合も増えている傾向にあることが分かります。

① 広報啓発活動の推進

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、人権尊重の意識啓発や社会環境の改善に向けた取組みを推進します。

② DV 防止対策の推進

DV や性犯罪、ストーカー行為、児童虐待など、女性への暴力に対する意識啓発や関係機関との連携強化や関係機関との連携強化を推進します。

③ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

職場、学校、地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識の高揚を推進します。

④ 相談・支援体制の環境づくりの推進

相談体制の強化や支援体制の充実などの環境整備を推進します。

第3章 計画の推進計画の推進

1 計画の推進計画の推進

男女共同参画社会を実現するため、行政が中心になって関連施策を展開することはもとより、すべての町民、家庭、地域、職場等がそれぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切であり、相互に理解を深めながら、基本目標を計画的に推進していく必要があります。

2 推進体制推進体制

(1) 庁内の推進体制の明確化

北塩原村においては、男女共同参画に関する意識が十分ではないことから、まず、庁内の職員一人一人が男女共同参画の理念を認識することに努め、推進体制を明確にします。

また、庁内での連携を図り、男女共同参画に関する施策の推進を図るとともに、本計画の推進及び進行管理を図ります。

| 項目 | 令和元年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|
| 審議会等の女性の割合 | 18.3% | 20.0% |
| 委員会の女性の割合 | 3.7% | 7.0% |

(2) 事業者・関係機関・各種団体等との連携

男女共同参画の推進を図るため、積極的に広報・啓発活動を実施し、事業者・関係機関・各種団体等の連携及び協力体制づくりに努めます。